

株式分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 2 月 14 日

株主各位

大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目 9 番 10 号
株式会社 カワサキ
代表取締役社長 川崎 治

当社は平成 30 年 2 月 7 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 2 月 28 日（水曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）付をもって当社定款第 6 条で定める発行可能株式総数を 570 万株から 1,140 万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 4 月上旬頃にお届けご住所にお送りする予定でございます。
- 平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）付にて株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
 - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル）